【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成25年 6 月10日

【会社名】 トラスコ中山株式会社

【英訳名】 TRUSCO NAKAYAMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 山 哲 也

【本店の所在の場所】 大阪市西区新町一丁目34番15号

(注)平成25年6月7日開催の第50期定時株主総会決議により、定款の本店所在地を大阪市から東京都港区に変更しましたが、この変更は、平成25年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとします。

【電話番号】 (06)6543-9830(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 藪 野 忠 久

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区新町一丁目34番15号

【電話番号】 (06)6543-0970

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡 本 剛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

トラスコ中山株式会社東京本社

(東京都港区芝大門一丁目1番8号)

1【提出理由】

平成25年6月7日開催の当社第50期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成25年6月7日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本店所在地を大阪市から東京都港区へ変更します。

第52期より、毎年4月1日から翌年3月31日までの事業年度を毎年1月1日から同年 12月31日までに変更します。

第2号議案 取締役5名選任の件

中山哲也、小津浩之、中井孝、藪野忠久及び今川裕章の5氏を取締役として選任します。

第3号議案 監査役1名選任の件

松浦恭也氏を監査役として選任します。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

野村公平氏を補欠監査役として選任します。

第5号議案 取締役及び監査役報酬等の総額改定の件

取締役の報酬等の総額を年額400百万円以内、監査役の報酬等の総額を年額80百万円以内 に改定します。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権個数 328,952個

議決権行使個数の合計 274,495個 (行使率83.44%)

議案	決議結果	事前行使個数			当日の議決権行使個数			総議決権行使個数 (+)		
		賛成 (人数) (賛成率)	反対 (人数) (反対率)	棄権 (人数) (棄権率)	賛成 (人数) (賛成率)	反対 (人数) (反対率)	棄権 (人数) (棄権率)	賛成 (人数) (賛成率)	反対 (人数) (反対率)	棄権 (人数) (棄権率)
第1号議案 定款一部変更の件	可決	239,334 (4,585) (99.92%)	187 (76) (0.08%)	0 (0) (0.00%)	33,732 (750) (96.45%)	49 (18) (0.14%)	1,193 (378) (3.41%)	273,066 (5,335) (99.48%)	236 (94) (0.09%)	1,193 (378) (0.43%)
第2号議案 取締役5名 選任の件 なかやま てつや 1.中山 哲也	可決	199,548 (4,530) (83.31%)	39,974 (132) (16.69%)	0 (0) (0.00%)	33,806 (771) (96.66%)	4 (3) (0.01%)	1,164 (372) (3.33%)	233,354 (5,301) (85.01%)	39,978 (135) (14.56%)	1,164 (372) (0.42%)
ぉ づ ひろゆき 2.小津 浩之	可決	225,725 (4,582) (94.24%)	13,797 (80) (5.76%)	0 (0) (0.00%)	33,798 (768) (96.64%)	12 (6) (0.03%)	1,164 (372) (3.33%)	259,523 (5,350) (94.55%)	13,809 (86) (5.03%)	1,164 (372) (0.42%)
なかい たかし 3.中井孝	可決	225,721 (4,580) (94.24%)	13,801 (82) (5.76%)	0 (0) (0.00%)	33,805 (771) (96.66%)	5 (3) (0.01%)	1,164 (372) (3.33%)	259,526 (5,351) (94.55%)	13,806 (85) (5.03%)	1,164 (372) (0.42%)

議案	決議結果	事前行使個数			当日の議決権行使個数			総議決権行使個数		
		賛成 (人数) (賛成率)	反対 (人数) (反対率)	棄権 (人数) (棄権率)	賛成 (人数) (賛成率)	反対 (人数) (反対率)	棄権 (人数) (棄権率)	賛成 (人数) (賛成率)	反対 (人数) (反対率)	棄権 (人数) (棄権率)
やぶの ただひさ 4. 藪野 忠久	可決	225,689 (4,577) (94.22%)	13,833 (85) (5.78%)	0 (0) (0.00%)	33,807 (772) (96.66%)	3 (2) (0.01%)	1,164 (372) (3.33%)	259,496 (5,349) (94.54%)	13,836 (87) (5.04%)	1,164 (372) (0.42%)
いまがわ ひろあき 5. 今川 裕章	可決	225,722 (4,579) (94.24%)	13,800 (83) (5.76%)	0 (0) (0.00%)	33,800 (770) (96.64%)	(3) (0.01%)	1,169 (373) (3.34%)	259,522 (5,349) (94.54%)	13,805 (86) (5.03%)	1,169 (373) (0.43%)
第3号議案										
監査役1名 選任の件 まつうらやすなり 松浦 恭也	可決	238,177 (4,568) (99.44%)	1,344 (93) (0.56%)	0 (0) (0.00%)	33,795 (768) (96.63%)	15 (6) (0.04%)	1,164 (372) (3.33%)	271,972 (5,336) (99.08%)	1,359 (99) (0.50%)	1,164 (372) (0.42%)
第4号議案										
補欠監査役1名 選任の件 のむら こうへい 野村 公平	可決	181,875 (4,505) (75.93%)	57,646 (156) (24.07%)	0 (0) (0.00%)	33,767 (763) (96.55%)	43 (11) (0.12%)	1,164 (372) (3.33%)	215,642 (5,268) (78.56%)	57,689 (167) (21.02%)	1,164 (372) (0.42%)
第5号議案	可決									
取締役及び監査役 報酬等の総額改定 の件		239,172 (4,471) (99.85%)	350 (191) (0.15%)	0 (0) (0.00%)	33,780 (759) (96.59%)	(12) (0.08%)	1,167 (375) (3.34%)	272,952 (5,230) (99.44%)	377 (203) (0.14%)	1,167 (375) (0.43%)

- (注) 1 (1)第1号議案の可決は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものです。
 - (2)第2号議案から第4号議案の可決は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものです。
 - (3)第5号議案の可決は、議決権を行使することができる株主が出席し、当該株主の議決権の過半数の賛成によるものです。
 - 2 「事前行使個数」は、議決権行使書又はインターネット等により、前日までに行使された議決権の個数であり、 「決議結果」は、当該結果に基づくものです。
 - 3 「当日の議決権行使個数」は、当日出席株主の賛否等の意思表示について、株主総会閉会後に「議決権行使確認 用紙」を投票いただき、集計した結果に基づくものです。なお、賛・否のいずれにも 印の表示が無い場合及びご 投票いただかない場合は棄権に含み、賛否の判別が不能な場合は無効として取扱っています。
 - 4 「総議決権行使個数」は、「事前行使個数」と「当日の議決権行使個数」の合計です。
 - 5 賛成率、反対率、棄権率における分母は以下のとおりです。
 - 「事前行使個数」の分母は、前日までに行使された議決権個数の合計です。
 - 「当日の議決権行使個数」の分母は、当日出席株主が行使された議決権個数の合計です。
 - 「総議決権行使個数」の分母は、との議決権個数の合計です。
 - (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議案に対する賛否等の意思表示については、事前行使及び当日出席の全株主の議決権数を加算しているため、当該記載事項に該当する理由はありません。